

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	給水加熱器水室点検時、第1及び第3給水加熱器(A)水室マンホール締付ボルト各1本のネジ山に損傷が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
2	3号機	主要弁目視点検において、主タービン中間塞止弁(No2、No3)及び主タービン蒸気加減弁(No1、No2、No4)スプリングハウジングガイドローラ枠板に摩耗が認められたため、当該枠板を交換。	D	
3	3号機	排ガス真空ポンプ(B)電動機点検時、軸受けケース(負荷・反負荷側)内径寸法値に判定値外れが認められたため、当該部を補修。	D	
4	3号機	給水加熱器水位調節弁のデータ採取において、同弁の作動空気減圧弁用圧力指示計(10台)及びポジショナー用圧力指示計(14台)に指示値不良(スティック)が認められたため、当該圧力指示計を交換。	D	
5	3号機	給水加熱器水位調節弁のデータ採取において、同弁用ポジショナー部品(9台)に動作不良(ローラーの固着)が認められたため、当該ローラを交換。	D	
6	3号機	復水器弁点検時、B系水室連絡弁No2の弁体に腐食が認められたため、当該弁を補修。	D	
7	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)弁点検時、当該タービンの高圧蒸気加減弁シートドレン弁用スペースヒータに断線が認められたため、当該スペースヒータを補修。	D	
8	4号機	海水熱交換器建屋給排気ファン軸受温度高(設定値75℃)の表示が発生し、確認したところ、当該各ファンの軸受け温度に異常が認められない(34℃~37℃)ため、各ファンの軸受温度計を点検。	D	
9	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口pH記録計の指示が、変動(通常値約6.9が5.9~6.8)しているのが認められたため、当該記録計及び検出器を点検。	D	
10	3.4号廃棄物処理設備	固化系室素製造装置用空気圧縮機(B)クランク軸受ケースカバー部より油のにじみが認められたため、点検補修。	D	
11	その他	木戸川取水ポンプ(B)の電動機点検において、絶縁抵抗値に不良(OMΩ)が認められたため対応検討。	D	
12	その他	発電所構内の富葉苑(公園)池への給水配管から漏水(約500cc/分)が認められたため、補修。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353